

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

私たち人間が生きていくためには食が欠かせません。食は命の源です。私たちは、自らの最も適した食について、知識や経験により食生活を実践し、食文化を築いてきました。

しかし、近年、私たちの食生活を取り巻く環境は大きく変わってきており、栄養の偏り、不規則な食生活、肥満や生活習慣病の増加、食の安全への不安、食の海外への依存、伝統的食文化が失われる危機など食に関する様々な問題が生じています。また、食に関する情報が社会に氾濫する中、私たち一人ひとりが食について改めて意識を高め、食のあり方を学んでいくことが必要です。

こういった状況の下、国は、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、食育基本法を制定しました。この食育基本法では、「食育」は生きる上での基本であって、教育の三本の柱である、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけており、国民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむことのできる社会の実現を目指すことを基本理念においています。

「食育」は、あらゆる世代において大切ですが、次代を担う子どもたちにとって、「食育」は健やかな心身の成長に影響し、豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくための基礎となることから特に重要です。

町では、これまでも「清水町総合計画」「清水町保健計画」などに基づき、食育に関係する様々な取組みを行ってきました。

しかし、生涯にわたりいきいきと健康に暮らしていくためには、食が重要であり、生きる上での基本であることを町民一人ひとりが再確認するとともに、様々な経験を通じて健全な食生活を実践できる人を育てるために食育を推進することが必要です。また、食育を推進するためには行政、保育所・幼稚園、学校、家庭、地域などが相互に協力し、一体となって取り組んでいくことが大切です。

そこで、今後の清水町の食育を総合的かつ計画的に推進するため、指針となる「清水町食育推進計画」を策定します。

食育とは？

- ・ 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ・ 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

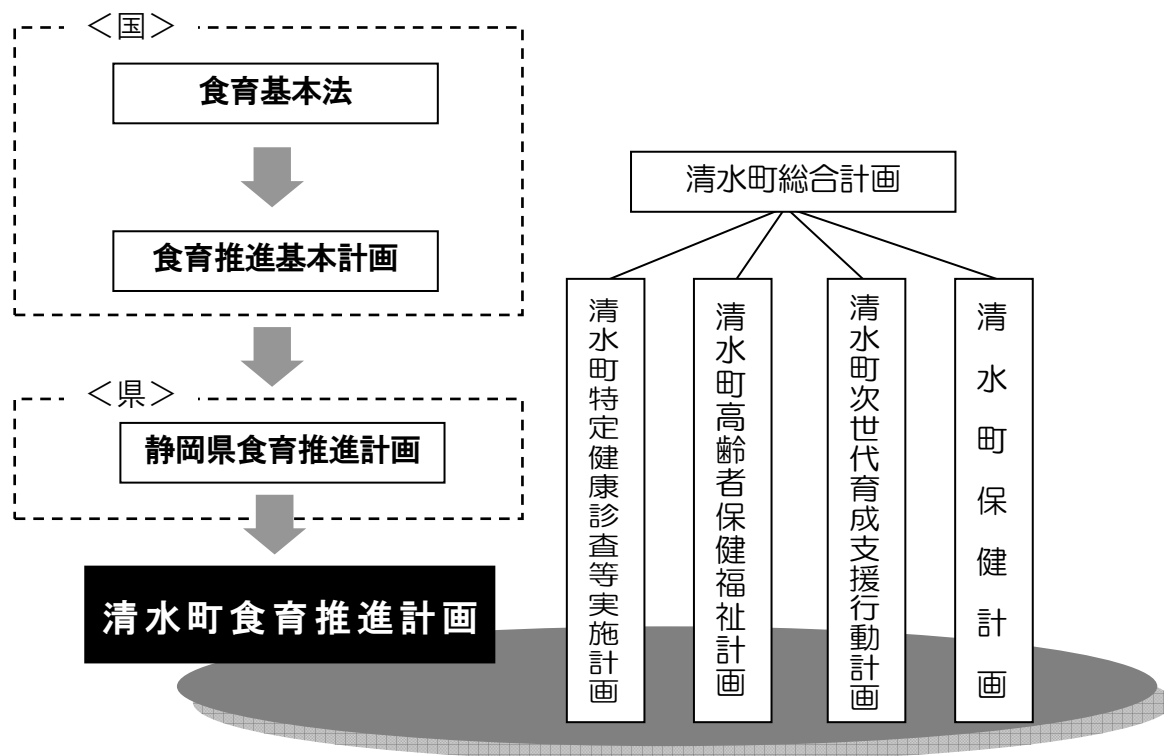
(食育基本法より)

2 計画の位置づけ

清水町食育推進計画は、食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画です。

本計画の基本理念は、食育基本法第2条～第8条に定められている基本理念「第2条 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成」「第3条 食に関する感謝の念と理解」「第4条 食育推進運動の展開」「第5条 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割」「第6条 食に関する体験活動と食育推進活動の実践」「第7条 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献」「第8条 食品の安全性の確保等における食育の役割」を踏襲します。

また、本計画は食育推進基本計画や静岡県食育推進計画とともに、清水町総合計画をはじめとした清水町の関連する計画などと整合性のとれた計画とします。



3 計画期間

本計画は、平成21年4月から平成26年3月までの5年間の計画とします。

なお、計画期間は1期5年とし、5年ごとに見直しを行うことを基本とします。ただし、状況の変化が顕著になった場合は、5年以内でも計画の見直しを行うなど、弾力的に運用します。

食育基本法における基本理念

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第2条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第3条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第4条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第5条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第6条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第7条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第8条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(食育基本法 条文より)